

(問21) 治療用装具療養費の支給において、保険医療機関等で保険医の指示（処方）があり、同日にその場で義肢装具士が患者に採型・採寸及び適合調整を行い、装着した装具は、すべて既製品装具と判断されるのか。

(答) 治療用装具療養費の支給申請において、領収書に記載されたオーダーメイド装具か既製品装具の区分を確認し判断される。

そのため、義肢装具士は専門性を活かし、当該治療用装具がオーダーメイド装具か、既製品の装具なのかを明確にして、保険医や患者へ説明する必要がある。

確認保険医の指示（処方）の日と義肢装具士が患者に採型・採寸及び適合調整を行った日が同日か否かに関わらず、患者に採型・採寸を行い、投影図や陽性モデルを製作し患者固有の数値等を用いて、一から個々に製作された装具はオーダーメイド装具と判断する。

一方、既に規格製作されている装具で、使用に際して、患者に合わせ簡易なサイズ（S・M・Lなど）から選択し、使用に際して義肢装具士が患者に合わせて適合調整を行った場合は既製品装具と判断する。

(問22) 「保険者においては、採型を基本価格として支給申請書が提出された場合、保険者の審査において、採型の額を基本価格とした理由や内容等を事業者に確認したうえで、支給の可否や支給の適正な水準の支給額を判断、決定すること。」とあるが、採型の額を基本価格とした理由や内容等に疑義が生じた場合、保険者から補装具製作事業者等（治療用装具を取り扱った義肢装具士が所属。以下、「事業者」という。）へ直接確認をして良いか。

(答) 可能である。

なお、事業者は、保険者等から製作記録等の提示及び閲覧等が求められた場合には速やかにこれに応じること。

(問23) 「治療目的とは関係のない患者本人の希望によるデザイン、素材、機能等の選択をしていると認められる場合、当該療養費の支給対象としないこと。」とは具体的にどのようなことか。

(答) 例えば、装着する装具について、スポーツを行うため患者の希望により支持部に軽量素材のカーボンを選択することや、装着する装具について、患者の希望によるデザインとするなど、治療目的とは関係のない選択のこと。

(問24) 「各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案」するにあたって、装具の機能等についてはどのような確認をするのか。

(答) 例えば、領収書に記載された製作項目の名称について、日本工業規格（JIS）の福祉関連機器用語—義肢・装具部門で定義を確認すること、また、公益財団法人テクノエイド協会発行の「補装具費支給事務ガイドブック」において障害者総合支援法を基にした各装具の基本要件や適応例等を確認するなどにより、患者に装着された治療用装具と照合するなどの事実確認を行い、支給決定の適正化に努めること。

なお、「補装具費支給事務ガイドブック」を参考に、疑義が生じる製作項目となっている場合には、補装具製作事業者等へ詳細を確認すること。

(参考) 「補装具費支給事務ガイドブック」は、公益財団法人テクノエイド協会HP参照

【第4章 保険医による証明書、領収書の取扱い】

(問25) 保険医による治療用装具製作指示証明書の様式は、独自の記載欄を設ける等、適宜、変更してよいか。

(答) 原則、変更できない。証明書の様式について、記載方法（手書き、パソコン等）や様式の作製方法（複写機、ワード、エクセル等）の定めはないが、様式に独自の記載欄を設ける等、保険医又は義肢装具士ごとに様式が異なり取扱いに差異が生じることは適当でないので、（厚生労働省のウェブページに掲載されている様式を使用するなど）定められた様式を使用すること。ただし、欄外については、様式のレイアウト変更を生じない範囲で、事務取扱に必要な独自の項目を記載して差し支えない（裏面については、独自の記載欄を設ける等、適宜活用して差し支えない。）。

(問26) 治療用装具療養費の支給申請書に添付する、領収書にはどのような記載項目が必要か。

(答) 「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」（平成30年2月9日付保発0209第1号）により、次の内容が記載（又は添付）されていることが適当とされている。

- (1) 料金明細（内訳別に機能による名称分類、製品名、メーカー名、価格等を記載）
- (2) オーダーメイド又は既製品の別
- (3) 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名

※保険医から指示（処方）を受けた義肢装具士と、患者への装着（適合調整）をした義肢装具士が異なる場合は、装着（適合調整）した義肢装具士の氏名を記載する。

- (4) リスト収載されていない既製品の場合は、領収書の欄外（備考欄）又は下部の余白等に「リスト外」と記載し、加えて、基準価格の算出方法による基準価格（上限）等（「A算定式による金額」及び採寸・採型区分、「B算定式による金額」の各金額、加えて、基準額が下限額を適用する場合は「下限額」）を記載する。

なお、オーダーメイドで製作した治療用装具については、治療用装具療養費支給基準について（昭和62年2月25日保険発6号）により、療養担当に当たる保険医の処方{ア.基本工作法、イ.製作要素、ウ完成要素の区分、名称、型式（療養担当者が特に必要と認めた場合は使用部品番号の記載）}を明細書に記載することとされている。

(問27) 保険医が記載する証明書の基準様式の別紙1「治療用装具製作指示装着証明書」の備考に「患者等へ購入を指示した場合は、義肢装具士への指示ではない理由や状況、患者への指示内容を記載」とあるが、記載内容から義肢装具士の関与が認められない等の場合は不支給としてよいか。

(答) 治療用装具療養費は、保険医の診察や義肢装具士への指示を経ずに患者へ採型・採寸、装着又は購入等がされた治療用装具について、保険者が療養費を支給することは適当でないとされています。

保険者が行う支給申請書の審査において、治療用装具製作指示装着証明書や領収書等を含めた関連資料から義肢装具士が関与していないことが明らかな場合は不支給となる。

(問28) 留意事項通知の第4章1において、「また、義肢装具士は、保険医と連携し（中略）、保険医へ当該治療用装具の修理を推奨することも必要であること。」とあるが、耐用年数を経過しなければ、再製作は認められないのか。

(答) 留意事項通知の第2章10により、「再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の実情に沿った対応が行われるよう配慮すること」とされているため、「1 購入基準」中に定められた耐用年数の経過前でも、留意事項通知の第2章の要件を満たせば、再製作は可能です。

ただし、療養費としての最終的な支給の可否は、個々の患者の状況に応じて正当な利用目的、必要性の有無及び療養の給付による支給の可否等を鑑みて、保険者において判断すること。

(問29) 保険医が記載する証明書の基準様式の別紙1「治療用装具製作指示装着証明書」の「疾病名及び症状等」の「症状等」は、どのようなことを記載すれば良いのか。

(答) 基準様式の別紙1「治療用装具製作指示装着証明書」の「傷病名及び症状等」の「症状等」には装具療法の治療遂行上の必要性について、疾病により生じている症状や患者に治療用装具を指示（処方）する目的、装具装着によって得られる効果などを担当保険医が記載するものです。

また、修理の場合には、修理が必要となった状況や理由等について保険医の見解を記載するとともに、それに伴い交換等を要し義肢装具士に指示（処方）した部品等について担当保険医が記載するものです。

なお、保険者が行う支給申請書の審査においては、当該症状等の記載内容のみを以て一律の判断をすることなく、個々の患者の状況に応じて正当な利用目的、必要性の有無、療養の給付による支給の可否等を鑑みて、最終的な支給の可否を判断すること。

(問30) 保険医が記載する証明書の基準様式の別紙1「治療用装具製作指示装着証明書」の「（オーダーメイド・既製品装具／新規・修理）」は、どのように記載すれば良いのか。

(答) 当該項目は、医師が義肢装具士へ指示した装具の区分を○で付すこと。

例えば、オーダーメイド装具を医師が義肢装具士へ新規に製作指示をした場合は、オーダーメイドと新規に○を付し、既製品装具の処方を医師が義肢装具士へ新規に購入指示を行った場合は既製品装具と新規に○を付すこと。

なお、修理についてオーダーメイド装具の修理の場合は、オーダーメイドと修理に○を付し、既製品装具の修理の場合には既製品装具と修理に○を付すこと。

(問31) 保険医が記載する証明書の基準様式の別紙1「治療用装具製作指示装着証明書」の「義肢装具士の氏名」について、装具の製作又は処方を指示した義肢装具士と適合調整を行なった義肢装具士が異なる場合には、どのように記載すれば良いのか。

(答) 本文中の義肢装具士の氏名は、装具の製作を指示した義肢装具士名を記載し、適合調整を行なった義肢装具士名は備考欄に『※2（義肢装具士名）』と記載すること。

(問32) 保険医が記載する証明書の基準様式の別紙1「治療用装具製作指示装着証明書」の備考※1に「特別な製作指示等を行った場合は、指示事項を記載」とあるが、「特別な製作指示」とはどのようなものか。

(答) オーダーメイド装具であれば、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）」に記載された基本構造等に基づく製作に加え、患者の病態等により特別な加工等を医師が指示する場合にその指示事項（患者の特別な病態や加工等の内容と目的等）を記載すること。

既製品装具であれば、装具本体に別途患者に購入させた部品の取り付け加工等を医師が指示する場合にその指示事項（患者の特別な病態や加工等の内容と目的等）を記載すること。

【第5章 製作記録】

(問33) 保険医と義肢装具士の連携について、保険医から義肢装具士に連絡された治療用装具の提供に当たって注意すべき事項等は、どのように取扱うのか。

(答) 保険医からの伝達がどのような方法(口頭、書面、電子メール等)であっても、製作記録における「製作にかかる所見、医師の指示詳細」欄に保険医から連絡のあった日付、医師からの注意すべき事項等の内容を記載する。

なお、口頭伝達以外で書面として製作記録に添付し保管出来る場合、製作記録における「製作にかかる所見、医師の指示詳細」欄には保険医から連絡があった日付、「別添〇〇参照」と参照する添付書類を明確に記載する。

(問34) 製作記録について、保険者等からの求められる「提示及び閲覧等」とは具体的にどのようなことか。

(答) 保険者等から製作記録の提示、閲覧のほか、写しの提供や説明を求めるこ

(問35) 製作記録は、当該治療用装具の装着日から5年間保管することとされているが、「装着日」とはどのような日か。

(答) 患者に対して、当該治療用装具の装着日。(様式1治療用装具製作指示装着証明書における患者への装着確認日=様式2製作記録における「治療用装具の装着日」)。

(問36) 製作記録は、当該治療用装具の装着完了の日から5年間保管することとされているが、担当した義肢装具士の勤務する事業所が変わった場合は、どのように取扱うのか。

(答) 当該治療用装具を製作(又は購入)した装具製作事業者において、当該治療用装具の装着完了の日から5年間保管すること。

(問37) 製作記録は、当該治療用装具の装着完了の日から5年間保管することとされているが、装具製作事業所が廃業(休業を含む)する場合は、どのように取扱うのか。

(答) 廃業により事業継承した場合は、新しい事業所の管理者により製作記録の管理を引き継ぐこと。

休業又は廃業する場合に継続する事業者がいない場合は、当該治療用装具を製作(又は購入)した装具製作事業者において、当該治療用装具の装着完了の日から5年間保管すること。

(問38) 製作記録の様式は、独自の記載欄を設ける等、適宜、変更してよいか。

(答) 変更できない。製作記録の様式について、記載方法（手書き、パソコン等）や様式の製作方法（複写機、ワード、エクセル等）の定めはないが、様式に独自の記載欄を設ける等、義肢装具士ごとに様式が異なり取扱いに差異が生じることは適当でないので、（厚生労働省のウェブページに掲載されている様式を使用するなど）定められた様式を使用する。ただし、欄外については、様式のレイアウト変更を生じない範囲で、事務取扱に必要な独自の項目を記載して差し支えない。

(問39) 製作記録の記載欄が足りなくなった場合（例えば、複数の治療用装具が必要であると医師が認めた場合）、どのように取扱うのか。

(答) 規定の製作記録の様式を追加し、当該治療用装具に係る証明として必要事項を漏れなく記載すること。

また、様式を追加した場合は、糊付けにより纏めて保管すること。

【その他】

(問40) 保険医療機関において、保険医の指示（処方）により既製品装具を義肢装具士から購入し患者に装着した場合、診療報酬で治療用装具採寸法（J129-3）は算定できるのか。

(答) 治療用装具採寸法（J129-3）の留意事項（3）において、『治療用装具採寸法は既製品の治療用装具を処方した場合には原則として算定できない。ただし医学的な必要性から既製品の治療用装具を処方するにあたって既製品の治療用装具を加工するために当該採寸を実施した場合は、診療報酬明細書の適用欄に医学的な必要性及び加工の内容を記載する』こととされている。

(問41) 治療用装具製作指示装着証明書の交付について、証明書の交付（文書）料を患者から徴収することは可能か。

(答) 治療用装具製作指示装着証明書の交付にあたって、患者から交付（文書）料の徴収は認められない。

(問42) 治療用装具療養費の支給について、療養が行われた日はいつか。

(答) 治療用装具療養費の支給についての療養は、採型・採寸から装着まで一体の行為として解すべきであるから、その療養が行われた日とは、採型・採寸が行われた日とする。

また、治療用装具が高額療養費の合算対象となる場合、その療養が行われた月とは、採型・採寸が行われた日の属する月とする。

（参考）

「装着準備中の治療用装具の取扱いについて」（平成16年6月10日付保国発第0610001号）

(問43) 治療用装具療養費の支給について、療養が行われた日の採型・採寸が行われた日はどのように確認するのか。

(答) 治療用装具療養費の支給について採型・採寸が行われた日は、「治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等について」（令和5年3月17日保医発0317第1号）の別紙1「治療用装具製作指示装着証明書」の保険医による義肢装具士への装具の製作・購入・修理の指示日とする。